



兵庫労働局発表
平成25年8月29日

担 当	労働基準部監督課
	課長 矢野総一郎
	監察監督官 山本博一
	電話 078(367)9151

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する 「無料電話相談」を行います。

兵庫労働局（局長 前田芳延）では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっていることを受けて、以下の3点を取組の柱とし、具体的な対策を行っていきます。

- 1 相談にしっかり対応します。
- 2 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。
- 3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します。

1 相談にしっかり対応します

- (1) 平成25年9月1日（日）に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する『電話相談』を実施します。

【フリーダイヤル】

平成25年9月1日（日） 受付時間 9:00～17:00

なくしましろう 長い残業
0120-794-713

※ 労働基準法の施行日（昭和22年9月1日）である9月1日に、全国8ブロックで電話相談を実施します。近畿ブロックでは、兵庫労働局、大阪労働局、滋賀労働局、京都労働局、奈良労働局、和歌山労働局が合同で実施します。

- (2) 9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けます。

【労働基準関係情報メール窓口】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

- (3) 新卒応援ハローワークでも相談体制を強化します。

○ 新卒応援ハローワークにおいて相談窓口を設置し、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談に対応。

2 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。

- (1) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導を実施します。

本年9月を「過重労働重点監督月間」として、集中的な取組を行います。

- ① 労働基準監督署及びハローワーク利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施。
- ② ①以外にも、過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して、重点的な監督指導を実施。

賃金不払残業について

平成24年度において、兵庫労働局管下の労働基準監督署の指導により不払であった割増賃金が支払われた事案のうち、1企業当たり100万円以上の支払がなされた企業数は23企業、対象労働者数は1,387人、支払われた割増賃金の合計は2億9,444万円となっています。

(注) 賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部又は全部に対して所定の賃金又は割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいう。

100万円以上の割増賃金の是正状況の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
企業数(件)	36	31	46	50	23
対象労働者数(人)	4,785	2,258	3,575	3,570	1,387
是正支払金額(万円)	74,259	27,192	50,676	38,788	29,444

(2) 過労死等事案を起こした企業等は、再発防止の取組を徹底させます。

- 脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われた企業等について、長時間労働の疑いのある場合は、法違反の是正確認後もフォローアップのための監督指導を実施することにより、再発防止の取組を徹底。

(3) 重大・悪質な違反が確認された企業等については、送検し、公表します。

労働基準法・最低賃金法違反送検事件状況（平成 22～24 年）

		送検件数 合計(※1)	労働基準法違反件数 (全件数に占める割合)(※2)			
			第 24 条 最賃法第 4 条	第 32 条	第 37 条	
			賃金の支払	労働時間	割増賃金	
平成 22 年	全国	1,157	580	412	38	37
	兵庫	55	27	16	2	2
平成 23 年	全国	1,064	513	361	36	38
	兵庫	52	23	21	0	1
平成 24 年	全国	1,133	515	344	36	39
	兵庫	49	21	15	1	3

(※1) 一事案で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

(※2) 賃金・労働時間の件数を抜粋して計上しているため、これらの件数の合計と労働基準法違反件数とは一致しない（労働基準法違反件数には、賃金・労働時間以外の違反の件数も含まれる。）

3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します。

- パワーハラスメントによって若者が「使い捨て」にならないように、労使をはじめ関係者への幅広い周知・啓発。

その会社、あなたを「使い捨て」にしようとしていませんか？

毎日がんばっているのに、家に帰るのはいつも深夜、ひどい時には家に帰れないことも…

休みたくても「年次有給休暇はない」と言われた

毎日遅くまで残業をしているが残業手当がつかない



若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する

無料電話相談を行います。

平成 25年 9月 1日(日)

9:00~17:00

なくしましょう 長い残業



0120-794-713



労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は2年連続で増加するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

これらの問題を解消するためには〇〇〇

過重労働による健康障害を防止するために※1

① 時間外・休日労働時間の削減

- 時間外労働協定は、限度基準※2に適合したものとする必要があります。
- 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

② 労働者の健康管理に係る措置の徹底

- 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。



賃金不払残業を解消するために※3

- ① 労働時間適正把握基準※4を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※2 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※3 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

※4 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

無料電話相談にご相談ください。

平成25年9月1日(日) 9:00~17:00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業

0120-794-713



平成25年9月2日(月)以後も、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署で労働相談を受け付けています(開庁時間 平日8:30~17:15)。

また、労働基準関係情報メール窓口でも労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。
(労働基準関係情報メール窓口 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html)